

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（19）

2. 日時：令和5年12月21日（木）15時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、小舞管理官補佐、
澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部 次長 他7名

放射線管理部

放射線管理第2課 チームリーダー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 主査 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：「放射性廃棄物処理場における設計及び工事の計画の認可申請（その9）」【第4回審査会合】（案）（処理場-236-1）

資料2：設工認その9に係るヒアリングコメント回答（処理場-236-2～10）

資料3：設工認その9に係るヒアリングコメント回答（処理場-236-11～12）

資料4：原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の設計及び工事の計画の認可申請書（その9）の審査対応スケジュールの見直しについて

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、ではこれから原価検証次長のヒアリングを開始す。
0:00:07	今日はまずどうしようかなと、スケジュールの変更を考えてらっしゃるということで すのでそれからご説明いただけますでしょうか。
0:00:22	これ、原価減処理場のキタハラです。それではスケジュールの変更について資料 について画面の方を今から共有させていただきます。お願いします。
0:00:45	はい。こちらですね原価県のですね減少施設放射性廃棄物の廃棄施設の設計及 び工事の計画の認可申請書、旧の審査対応スケジュールの見直しについてとい う説明資料でございます。
0:01:02	まず概要としましてはですね、今回新規基準に係る放射性廃棄物処理場の方 でですね、設計及び工事の計画を認可申請書その9について、
0:01:13	現在、審査対応を進めているところであるということと、こちら令和5年11 月30日現在の情報になりますけれども、許認可審査スケジュールの方ですね。
0:01:24	こちら毎週ですね、原子力規制庁の機器研究炉等審査部門の方に提出させてい ただいているものでございますけれども、この中でですね、この設工認その9の認 可希望時期については令和6年3月上旬と。
0:01:40	設定の方をしているんですけども、このたび下記の理由により、認可希望時期 の延期等の見直しを図るというものでございます。
0:01:48	まず一つ目のポツでございますけれども、こちら審査会合についてですね、当初、 4回に分けて実施を想定していたが、現時点でですね3回が終了して、多くの質 疑をいただいていると。
0:02:02	その質問回答を行うためにですね、5回目の会合をですね、お願いすることとなっ たと。
0:02:09	第4回の会合がですね、こちら令和6年1月中旬以降となることから、第5回目 の会合が、令和6年2月以降に開催していただく、いただくことを予定してい ることとございまして。
0:02:24	続いて二つ目のポツでございますけれども、第2回の審査会合等でいただいたご 指摘の中でですね、拠点内審査の方でそうせ、設工認のですね適合性、技術基 準規則の適合性の根拠。
0:02:38	あと設置説明性をですね、確認して申請する仕組みを構築することという内容を 受けましてですね、元消化研究所の方で、減少施設等安全審査委員会というこ ちら会議体の中でですね。
0:02:52	今回のせ、許認可申請に係る専門部会をですね、新たに設置しまして審査する予 定としてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	こちらについては第 5 回の審査会合後にですね申請準備を開始いたしますので、審議期間としてはですね、専門部会が大体平均して大体 1 ヶ月でも必要となっているというところがございますので、これを考慮しますと、補正申請の時期が令和 6 年 4 月以降となるというところがございます。
0:03:20	以上の理由によってですね認可希望事業、令和 6 年 6 月上旬の方に見直すこととするというところがございます。
0:03:30	本設好転申請に係るスケジュールの変更案については次のページのですね、表に示させていただいております。
0:03:38	上が変更前のスケジュールでございまして、その下がですね、変更後のですねスケジュールの案でございます。
0:03:47	第 4 回目の審査会合が 1 月になるというところになりますので次の第 5 回目の審査会合が 2 月になというところで、大体 1 ヶ月ぐらいのところのスパンを見込んでおります。
0:04:01	その間にですね、ヒアリングの方ですね、何回か実施させていただくというところに行っております。
0:04:07	第 5 回目の審査が終わった後にですね、通期拠点内審査に移りまして、こちら専門部会の方を開かせていただきますので約 1 ヶ月程度。
0:04:18	の審査期間を見込んでおります。
0:04:21	その審査が終わった後ですね、補正申請の手続き等を踏まえまして、4 月中旬位ぐらいにですね補正申請の方を行うというところがございます。
0:04:32	認可が 6 月の月上旬頃となるというところがございます。
0:04:37	認可をいただいた後ですね、工事及び検査になりますけれども、工事がですね、大体 8 月ぐらいから開始して翌年の 1 月頃にですね、使用前確認は終了するという、そういうこういったスケジュールの方で検討してございます。
0:04:55	上に戻りまして最後の段落になりますけれども、原子力科学研究所におけるですね減少等の運転に伴う廃棄物の保管についてですけれども、保管余裕量に対して全十分に保管廃棄できる発生量となること。
0:05:10	確認してございます。こちらについては 3 ページ目の方の参考資料として付けさせていただいているものでございます。
0:05:18	こちらですね、
0:05:20	原子炉運転廃棄物の取り扱いについてというところの説明資料でございます。元消化研究所における放射性固体廃棄物についてはですね、JRRⅢ、NSRR、
0:05:32	そして令和 6 年度に運転を再開しますステージがありますけれども、これらの減収の運転によってですね、年間約 120 本分がですね、発生するというふうに見込まれております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:45	こちらこれに対して受け入れ施設であります保管廃棄施設スポーツLでございますけれども、こちらを保管廃棄容量が5万4700本に対してですね、現令和5年9月末時点における保管廃棄量は、3万8290本となっております。
0:06:01	1万6410本ですね、保管余裕量があるという状況でございます。
0:06:07	放射線灰吸収場全体ですね新規規制基準適合性確認終了までですね、保管廃棄施設ポツ類ですね、保管廃棄してですね
0:06:17	各種処理はですね、他の保管廃棄施設における保管廃棄の方は行わないんですけれども、はい九州地方全体ですね、新規規制基準適合性、確認終了のですね、予定期間これがですね延期した。
0:06:29	どうしてもですね、保管余裕量に対しては、10分に保管廃棄できる発生量であるというふうに、
0:06:35	というところでございます。
0:06:38	最後ちょっとなお書きで書かせていただいておりますのがこの原子炉以外のところを含めた全体の発生量のところでご説明ございまして、減少運転に伴うもの以外を含めた、
0:06:50	原子力科学研究所全体におけるですね、放射性固体廃棄物の保管廃棄量の推移というものがですね、こちら以下のグラフで示しているものとなっております。
0:07:00	9月末時点ではですね、保管能力に対してですね、約2万本ほどのですね余裕量があるといった状況でございます。
0:07:10	JRRⅢNSRR及びSTACYその他原価減の他の施設もありますけれども、これらですね除雪の維持管理等のすべての保安活動により発生する。
0:07:21	放射性固体廃棄物について、保管能力に対する影響はないというところで、処理場のですね適合性確認がですね、変形したとしてもですね、下もしたとしてもですね、庄野全体の原価県全体ですね。
0:07:36	保管廃棄には影響がないということを説明している資料でございます。
0:07:43	はい。最後このためというところで本設工認申請の認可の影響による施設の影響はないというところでございます。なお書きで、保安規定の変更申請についてはですね、本人、設工認申請の認可取得後となる。
0:07:57	予定ということで書かせていただいております。本資料の説明は以上となります。
0:08:04	はい、規制庁主題でご説明ありがとうございました。
0:08:07	何かコメント質問等ありましたらお願いいたします。
0:08:14	規制庁嶋村です。この3ページ目の最後の図で、最近保管本数が減ってるのはこれあれですかなんか。
0:08:27	RI協会が、返還返したから言ってるってそういうことでしょうか。何か理由を教えてくださいいただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	廃棄物処理場の須藤です。入ってる、こちらおっしゃる通り、RI協会の返還等によって下の数が減少しているものでございます。
0:09:06	はい、ほかに何か質問ありましたらお願いします。
0:09:12	規制庁シブヤですけど、第4回目と第5回目の審査会合を、1ヶ月のインターバルってことなんですけども、多分5、5回目に、例の別表123を、
0:09:26	構成したものを出していただくと思うんですけども。
0:09:29	ちょっとその、出していただかないとどれぐらいの確認が必要かちょっと我々もわからないんですけども、ちょっとそこもう少しインターバルがかかるのかなという感じはいたします。
0:09:46	はい処理場のヨコボリですけども、そうですねそこはおっしゃる通りですので我々としても提出するタイミングもございまして、あとは
0:09:56	今、4回目についてもですねちょっと今後ちょっとご相談をしながらになりますけれども。
0:10:03	今まだ審議審査をいただいてない。一遍ご返事一遍。
0:10:09	に加えて4回目で、明日のヒアリング火災防護についてのところもありますけれども、火災防護についてやはり議論が、まだ今後収束するにあたっては、
0:10:22	時間を要する可能性も考えておきまして、そういった場合には、できるだけ4回の審査会合で火災防護についても審議いただいて、5回目はなるべく全体の質問回答で、
0:10:35	まとめるといった、プラスですね、整理表の、
0:10:39	ところで説明をするといった形に整理するというのも、ちょっと考えているところでございますので、その辺も含めてちょっと2回目の審査会合、5回目の審査会合についても少し、
0:10:52	後ろ倒しになるかもしれませんがちょっと現状を出したのがこちらですけども、そこは考慮してもう少し、現実的なところで考えていきたいとは思っております。
0:11:02	はい、規制庁白井さんありがとうございました。あとそうですね4回目の審査会合ですけども、当初、1月の1234週目をねらってたんですけども、ちょっと今言った葛西室の話等もありますので、
0:11:15	最終週。
0:11:18	多分、後ろ倒しすると思いますので、よろしく願いいたします。
0:11:24	29日はどこかということですね。
0:11:28	はい。処理場ヨコボリです。承知いたしました。
0:11:31	はい。あと、今お示しいただいてるスケジュール変更関係については4、第4回の会合でもご説明いただいた方がいいかと思っておりますので、その点もよろしく願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:49	はい処理場ヨコボリです。承知いたしました。第4回の審査会合でお示しCする際には、今日いただいたコメントも含めまして、もう少し現実的などところで精査をしっかりとした形で、審査会合でご説明させていただきたいと思います。
0:12:05	はい。よろしくお願いいいたします。他によろしいでしょうか。
0:12:11	はい、じゃあ、前回のヒアリングのコメント回答等に進んでください。お願いします。
0:12:26	はい処理場ヨコボリですけども。それではまず資料処理場 300、236-1 についてこちらの、
0:12:36	この資料でちょっとまだ外部事象影響関係のところ、コメント回答がほとんどちょっとまだ、こちらには盛り込めてないパワーポイント上盛り込めてないんですけども、1件だけ。
0:12:49	ページで言いますと参考資料になりますけども91ページ。
0:12:52	杉井になります。はい。
0:12:56	こちらでですね、いただいたコメントをのコメントでいうと85番になるんですけども。
0:13:03	その中で、評価対象外部火災とかですね、その評価対象となる部分について、縦穴式の保管廃棄施設とか、そういった部分の場所がわかるように図面等ということで、
0:13:18	お示したものでございますそれぞれ保管廃棄施設、M1M2、それからNL、それから特定廃棄物の保管廃棄施設の照射試料用と印パイルループ用。
0:13:29	がございますけどもそれぞれのグラウンドレベルからですね、少し立ち上がってる部分がありますので、
0:13:37	こういったところが基本は対象として評価をして地中の部分は対象外としてこういった値、地上に出ている部分にを評価対象としているというものでございます。また構成の蓋を、
0:13:53	設置しているものもありますのでそういった部分は負担自体も、
0:13:57	評価対象ということで評価を行っているものになります。それから
0:14:02	印パイルループ用に関しましては鉄筋コンクリート造の塊というかですね、ものになってまして構築物になってましてここにプラグと書いてありますけども。
0:14:14	この横穴式の形でプラグが入ってるわけですけども、プラグ自体もコンクリート製でございますのでそのコンクリートの外壁、全体ですね。
0:14:24	地上部に出ている全体部分を評価対象として評価を行っているといったものでございます。一番の右下のところ、
0:14:33	内表面温度ということで、表面が200度を超える場合の内表面の温度ということで、少しポンチ絵になりますけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:44	イメージを一応つけているといった形で、こちらの資料を追加したいと思っております。
0:14:50	まずこの資料、パワーポイント上の修正点、大きなところコメント回答は、まずこちらで以上となります。
0:14:58	はい。
0:15:00	91 ページについて何か質問コメント等ございますでしょうか。
0:15:05	規制庁嶋村ですけど、例えばこの図で
0:15:13	この屋根の部分。
0:15:20	緑色になってるところですけども、ここを評価するときにはその離隔距離っていうんすかね。離隔距離はどこどこ。
0:15:31	どの、どこまでの距離を離隔距離というふうにして評価してるんでしょうか。
0:15:41	普通は垂直に壁と語っていて、その場合は離隔距離はわかりやすいんですけどこういう斜め斜めというか
0:15:53	水平に近い場合はどう、どのように離隔距離を評価するんでしょうかということなんですけど。
0:16:00	はい処理場のヨコボリですこちらについては、
0:16:04	基本衛藤森林等に対する、また際限ですね、対して、一番直近の位置でかつですねこれ負担の形式になってますけども。
0:16:15	評価上は一番近い場所に、この鉄板が、
0:16:19	立ち上がってるとかですね鉄板があるものとして、その鉄板に対する温度で評価をしますので、この形状に左右されずにですね、保守的なというか一番。
0:16:31	真理に近い場所にこの鉄板が立っているような状態として一応評価は行っております。
0:16:37	森林に一番近いところに何だ、水、地面に対して垂直に、
0:16:44	立ってるというそういう、
0:16:47	そう考えて評価してるということでもいいですか。
0:16:51	はい。おっしゃる通りです。
0:17:00	はい。いかがでしょうか。
0:17:04	じゃあ、236-2 のご説明お願いします。
0:17:12	はい処理場の横堀です。続きまして 236-2 についてコメント回答資料を基にご説明させていただきます。まずコメントナンバーの 86 番になりますけれども、
0:17:23	こちらいただいたコメント、外部火災についてコンクリートの表面温度が 200 度を超えないように対策するということが一般的であるが、許可段階でどのような議論があって内部火災に至らないようにするといった記載にしたか説明することと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:38	それからまたですね、前段の説明の中でコンクリートの強度低下ですね、こちらが発生する。
0:17:45	これに対して許可段階でも議論になってある、なっているということで、併せて説明することということでいただいたコメントになります。
0:17:53	まずこちらの回答ですけども、本件につきましては許可段階において、機構としての統一的な考え方後程ちょっと簡単にご紹介しますけども。
0:18:04	こちら3、資料1-3になりますけども、以下の通り説明して、第4回それから第100第148回と152回ですね。
0:18:15	こちらの審査会合で説明をしているものとなっております。
0:18:20	江藤新開さんのところですと、
0:18:24	森林火災等の熱的影響評価においては、まずは外壁の材料、教科の許容温度ですね、コンクリートであれば200度になりますけれども、これを超えなければ、外壁への強度上の影響はないと判断をさせていただきます。
0:18:39	外壁の強度を超える場合はですね、外部からの熱的影響により内部に熱が伝わることから、内壁の表面温度を評価しまして内部の設備や機器、イトウの許容温度、
0:18:53	それ以下の場合は、内部火災には至らず、必要な安全機能は喪失しないというふうな判断をさせていただきます。
0:19:00	またコンクリートの許容温度を超えるパーい。
0:19:03	コンクリートの許容温度低下ですね、強度低下が発生しますけれども、表層のみの強度低下ということで、直ちにコンクリートが崩れるものではなく、
0:19:13	安全機能に影響を及ぼす恐れはないということにさせていただきます。
0:19:18	これは処理場について当てはめますと、処理場においては、一部の地下ピット式の保管廃棄施設の外壁ですね、これは鉄筋コンクリート造の、
0:19:28	地上部の立ち上がりの部分が先ほどあの図で見ていただいた部分になりますけども。
0:19:34	あってコンクリートの許容温度である20度を超えますが、
0:19:38	外表面からですね継がコンクリート内部に伝播した際の、5ミリ内側の表面表面の温度ですね、こちらを評価しまして、
0:19:48	最も温度が上昇するケースとしては、
0:19:52	航空機落下と森林火災の重畳ですけども、これであってもですね、五味で内側のコンクリートの許容温度、
0:20:00	ほんで、20を下回るということを確認させていただきます。
0:20:04	外表面温度が20を超える施設で、外壁が最も薄い施設になりますと、こちら外壁圧として180mmのものがございましてけれども、5mm内側で内表面温度。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:16	は 100 度程度まで低下をすると。
0:20:19	ということで、が、外壁のですね、表層部 5 ミリ以外。
0:20:24	残りの部分の構造健全性としては、強度としては維持されるというふうを考えてお りまして、施設全体として大きな影響はないというものでございます。
0:20:34	また内部に保管廃棄している放射性廃棄物、これは原則として廃棄施設ですの で、金属製容器に収納しておりまして、金属製容器内の可燃物ですね。
0:20:45	こちら発火点代表例として紙とか木材とか記載してますけれども、これらの発火点を 超えるほど内部温度が上昇するおそれはないというものでございます。
0:20:56	なおですね地下ピットシキイの保管廃棄施設に保管、廃棄しております。廃棄物で すけれども、こちらは地上レベルより下に位置しておりまして、
0:21:06	直接ガンマ線、和智上部、館中部のですね、外壁、それから、土壌による遮へい が見込まれますけれども、地上部の本当に少しですけども立ち上がってる部分の コンクリート外壁。
0:21:19	こちらに遮へいを期待しているものではないというものでございます。
0:21:24	後にですね参考資料 1 としてですね、当時、ご説明した平成 28 年の頃ですけども 時ですけども。
0:21:34	日本原子力研究開発機構における、試験研究用等原子炉施設及び廃棄物管理 施設に関する外的事象の評価手法等に係る基本的な考え方と、
0:21:46	ということでグレーデットアプローチ飯野を考え方踏まえて、こういった外的事象の 評価手法について、統一的な考え方を整理してご説明をしているものでございま す。
0:21:58	こちらの通しページの 7 ページのところになりますけれども、
0:22:03	こちらの①番代表例で、森林火災時の評価と、影響評価とありますけれども、この段 階で許容温度の話説明をしているといったもので、
0:22:16	こういった説明、機構として統一的に、
0:22:19	整理をしてご説明をした許可段階の時に整理をかけているといった、
0:22:24	ものでございます。
0:22:27	まず資料の説明は以上となります。
0:22:31	はい。衛藤芝です。説明ありがとうございました。今、示していただいている資料に ついてですけれども、これは
0:22:41	外科系の中にはJRR-3 号炉とか、Hとかそういう安全上重要な施設を持っている 施設も当然あるかと思えますけれども、そういうところも含めて、一括して、全体で 方針を決めたってそういう理解でよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	はい処理場のヨコボリつはいい。そこおっしゃる通りです。今、グレーデットアプローチという話がありましたけれども、その中でこの森林火災の考え方については、SとかBとかCとか、
0:23:15	何か、
0:23:18	そのグレードに応じた考え方っていうのが何か示されてるんでしょうか。
0:23:25	はい。衛藤処理場のヨコボリですけども、そこはですね、この資料上は、ページで言うそうですね、例えば外部事象のところと言うと6ページの下の部分になりますけれども。
0:23:42	こちらですねは、4ポツ4の外部火災による損傷の防止というところで両括弧1で、
0:23:49	安全常時重要な施設を有する施設ということ、これらについては、ベース的な影響をしっかりと評価をするということとなっております。
0:24:01	ただしですね、その次のページの7ページの上のほうになりますけれども、
0:24:07	5行目ぐらいのところからですかね、安全上重要な施設以外の安全機能を有する構築物系統機器についてもですね、基本的に同様とするということで、これらについても、
0:24:19	基本的には同じ考え方で評価をしっかりと行っていくということにしております。ただしですね、原子炉施設等の安全機能を損なわないように、
0:24:30	消火活動等の措置を講じるとかですね。
0:24:33	そういった熱的影響評価に変える対策を講じるということも妨げないということで、処理場としては同様の形でまず評価をしっかりと行うということで、
0:24:43	評価をしているといった形になってございます。
0:24:47	はい、ありがとうございます。今お読みいただいたところに超過活動等という記載がありますけれども、今我々が心配してるのはやっぱりコンクリート、200度を海峡とこういう施設があるということですけども。
0:25:02	そういう場合の消火活動とか、散水とか、そういう、
0:25:10	なんすかね。表面の温度を下げるような運用というのはそれはどうなっているんでしょうか。
0:25:22	それとも何も、後ビール時間であればもう温度が全然低いことがわかってるのでもう放置しとくってそういうそういう状況でしたでしょうか。
0:25:34	田井処理場のヨコボリですけども。あくまでですね評価は何もせずに、森林火災がバーツとき、要は原価研の敷地外からですね、発生した。
0:25:46	森林火災が伝播してきていってっていうところの評価で何もせずに、その森林の領分燃え尽きるまでやった場合の評価となっております。
0:25:57	実際に森林火災が発生すればですね、そこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:01	我々自衛消防をも含めて、それから恒設とも当然通報して連携をしながらですね、消火活動は確実に実施をしますので、
0:26:12	何もしないということでは当然ございませんが、保守的なというかですね、押しで評価をした場合への結果を今お示しているような状況でございます。ありがとうございます。
0:26:25	現関係者も消防消防車と普通の商売者と、化学消防車と正門の周りに止まっているのが伸びましたけれども、森林が全部いっぺんに燃えるという状況を考えると、何か
0:26:40	対応しなければいけないスズキが多すぎて、何かちょっと手が回らないような気もしますけれどもそれはいかがでしょうか。
0:26:50	はい医師、処理場のヨコボリですけども、そこは当然原価県にあるですね、消防者もちろんそれだけでは当然足りないと思っておりますけれども。
0:27:03	我々葛西伊賀発生すればこれは外部火災内部火災ともにですね、敷地等でそういった影響がある火災が発生すればですね。
0:27:11	直ちに恒設の方に、公設消防の方に通報しますので、そういったところと連携をしてですね、消火活動はしていくことになるかと思えます。
0:27:24	はい。
0:27:26	他にご質問等いかがでしょうか。
0:27:34	うん。規制庁嶋村です。
0:27:39	やはり
0:27:43	重要安全し、安全上重要な施設ってことでこれ大体あの椅子クラス、
0:27:53	にほぼ該当すると思うんですけど。
0:27:58	本処理場にはSクラスはないということで、AとBとCだけだと思うんですけど、特にBとBとCで何か考え方を、
0:28:13	変えてるとかそういうのは何か。
0:28:16	ありますでしょうか。
0:28:20	はい。処理場のヨコボリですけども、まずですね処理場の場合B、E-1、大きなところとしては第2廃棄物処理棟のセルというものがありますけどもこれは
0:28:31	他大学諸処理等の中、建屋の中にありますので、
0:28:38	外部火災、とかですね外部事象に対する特別な対応というのは、
0:28:43	考えておりません。で、
0:28:47	通常ですね、Cクラスの建屋関係、MSさんの建屋関係と同様の評価して影響ないことを確認するといったことでございます。
0:28:58	それから保管廃棄施設についてもですね、クラス2、処理場の場合はクラス2と耐震重要度がイコールでBクラスになって結果としてそうなりますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	それらの施設につきましても、構造上ですね、何か特別な構造になっている当然先ほど図面でお示したような形で形状であったりとか、
0:29:21	ただ単に上に蓋をするというのもプラグをしっかり装着するとかですねそういった構造になっては、すでになっているところがありますので、
0:29:31	それらを踏まえてですね新たにというか特別に何かですね外部事象の影響を、を考慮して対策を講じていると、というようなものではございません。評価上もですね。
0:29:44	先ほど、企業のトップにはお示した、統一的な考え方のもと評価をしてですね、影響をはないということを確認しておりますので、ちょっとそういったCクラスBクラスによって、
0:29:57	何か対策なり、
0:30:00	大戸掛けて考えるというようなことは今んところ行っておりません。
0:30:12	規制庁渋谷ですけども、大体 5mmぐらい、壁の内側に入ると、大分温度も低下するってことなんですけれども、それで後、建物の壁の厚さっていうのは少なくとも
0:30:27	18センチあるってことなんですけれども、この少なくとも 18センチあるっていうのは、
0:30:34	例えばその外側の 5mmぐらいが火災で、
0:30:37	剥離してしまったとしても、その構造の強度とか、放射線の遮へい能力とか、そういう、
0:30:46	ものは、松江がそれが 17 例えば 17.5mmになっても大丈夫だっていうそういう考え方を含んだ設計なんでしょうか。
0:31:08	つけちゃいました。
0:31:10	はい処理場のヨコボリですけども、そういったことを考慮した設計となっているかと言われるとですね、ちょっとなかなかその回答が難しいんですが我々としては、
0:31:23	それなりの共同で今回その対象となるところはあくまで地下ピット式の先ほどご説明した通りの保管廃棄施設の一部で地上部の立ち上がってる部分のみの、
0:31:34	影響を一般的な建屋関係については、当然 20 を超えませんで、
0:31:41	もともと健全な状態と保てるというような整理になってますので、他廃棄施設の一部のところについては先ほどご説明した通り遮へいを期待してる部分でもございませし、
0:31:53	強度上そこでは、
0:31:56	5ミリ内側でもですね、コンクリートの強度を許容温度は下回ってきますので、
0:32:04	影響がないというふうに我々として考えているというものでございます。
0:32:11	先ほどスライドの方で見せていただいた絵の中で、この構成の蓋が割と地面の近くまで行ってるものと、ちょっと地面と隙間が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	あるものがありましたけれども、このやっぱり地面の方までしっかり入ってるものの方がコンクリートの温度は低くなるのでしょうか。
0:32:33	処理場のヨコボリですけども、これ評価としてコンクリートの評価をする時には、この構成物がないものとしては、A評価をしています。ですので
0:32:45	それぞれAと評価してる形になってます。
0:32:49	わかりましたはいありがとうございます。
0:32:54	あと規制とシブヤです。20を超えたと言ってもすぐにコンクリートの強度が弱まってってことはないと思うんですけど、何か聞くとところによると、400度を超えるとさすがにコンクリートに、
0:33:10	影響があるんじゃないかっていうのをちょっと聞いたことがあるんですけども、計算値の中でちょっと400度を超えた値もあったように記憶してるんですけども、その点はいかがでしょう。
0:33:25	はい。処理場のヨコボリですけども、おっしゃる通り400度を確かに400度とか600度とかっていうのも、文献もありますけれども400度ぐらい
0:33:39	強度低下であったり、が何割か低下するとかですね、亀裂がちょっと入ったりとかっていうような、そういった文献とかですねもう確かあったかと思っております。ただ、
0:33:54	そこについてもですね、やはり内部への表面が、例えば、多少亀裂が入ったり、劣化があったとしてもですね。
0:34:03	大半の部分は健全であるということから考えまして先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、
0:34:10	そこを超えるような施設というのは本当にこのピット式のもので、遮へいを期待している場所でもなくですね。
0:34:17	構造上全体として5ミリ、内側であれば次温度は下がってくるということもありますので、
0:34:28	そこはですね、40を超えるところは一部の施設で頂上の評価の場合にございますけれども。
0:34:35	そこは影響がないというふうに考えてございます。
0:34:41	はい、ご回答ありがとうございました。
0:34:46	あと前に島村の方からですね建屋とかにシャッターとか窓とか、そういう厚さが薄いものがあると、影響があるんじゃないかっていう質問があったかと思うんですけども、それについては何かご検討されましたでしょうか。
0:35:03	はい。処理場のヨコボリですけども、すいませんそちらについては、今ちょっと検討回答資料も含めてですね、作成をしてちょっと作成しておりますので、
0:35:13	ちょっと別途ですね、回答させていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:18	はい、承知いたしました。
0:35:22	他にご質問あればお願いします。
0:35:42	すいません。
0:35:44	特になければ、進んでよろしいでしょうか。
0:35:49	二木 236 の 3 番のご説明をお願いいたします。
0:36:00	はい。廃棄物処理場のスドウです。続きまして資料、処理場 236 の 3 番についてご説明させていただきます。
0:36:09	こちらコメントNo.87 ということで近隣の産業施設の評価対象航空機落下による火災の離隔距離の変更等、
0:36:18	許可時点から変更になっている内容について、示すことといったものでございます。
0:36:23	こちらですが許可段階と比べましてですね節項に旧申請段階において最新知見を踏まえたものを示しているものでございます。
0:36:32	まず一つ目森林火災としましてこちら風速ですね、許可段階では 2016 年までの観測データから最大風速 17.5 メーター/secを使用してございましたが、
0:36:44	設工認段階においては 2022 年までの観測データを調査し、最大風速を 18.5 メーター/secと変更しているものでございます。
0:36:53	それから 2 点目としまして近隣の産業施設の火災爆発でございますが、まず一つ目としまして評価対象の削除というのはこちら敷地内の家財でございますが、許可段階で第 2 ボイラー重油タンクがございまして、こちらを評価してございましたが、
0:37:09	設工認段階では、こちら撤去ということで存在していないということで評価対象から外しているものでございます。
0:37:17	それから 2 点目としまして敷地外爆破Ⅱでございますがこちら許可段階で、日立 LNG基地、こちらNLGタンクは一基で評価してございましたが、
0:37:31	設工認段階においては、タンクの増設がございましたので、二期分ですね合わせて評価をしているといったものでございます。
0:37:40	それから 3 点目としまして航空機落下による火災ということで、まず 1 点目空路の経路変更ということで幾つかございますが経路ですね。
0:37:50	例えば一井のエースアンプこちらは廃止されておましてR21 に経路を変更する等ですね、いくつか経路の方を変更しているものでございます。
0:38:01	それから航空機落下 2 件目としまして事故件数の変更ということで、こちらNNRI の技術ノートですねこちらの、
0:38:11	当時設工認申請中において、最新であった令和元年度までのデータをもとに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:18	数値を見直したものでございます。ここの数値の説明については省略させていただきます。以上です。
0:38:27	はい、規制庁、品田さんありがとうございました。こちらの資料について質問ありましたらお願いいたします。
0:38:33	規制庁嶋村ですけれども最初のページの2ポツの大ボイラー重油タンクの撤去という所ということなんですけど。
0:38:45	この敷地内火災の対象で、
0:38:49	他にこの第2ボイラー重油タンク以外のものって、
0:38:54	他には考慮すべきものは、
0:38:57	ないということでしょうか。
0:39:14	相木部長以上のスドウで失礼しましたこちらそうですね主
0:39:21	事業者の中でですね、
0:39:24	1度調査をかけてですね評価すべきものがあれば大瀬の段階で評価した上で、追加させていただきたいと思います。
0:39:33	はい。
0:39:35	お願いします。
0:39:37	何かございますでしょうか。
0:39:46	はい。なければ、236の四番、皆さん、規制庁イトウですけれども。
0:39:54	と。
0:39:55	清の段階で反映っていうのは、すいません。衛藤。
0:40:01	千村さん、タイミング的にはそれでいいんですけど。
0:40:07	うん。補正の檀家今、今の申請には入ってないので、
0:40:16	セイサカイあるんであれば審査会合のところで、御説明の上補正に入れていただくという多分そういうことではないかと思いますが。
0:40:26	規制庁伊藤です。もう一度して聞い確認させていただくと、
0:40:35	増設したものは今の申請書に入ってるのか、そういうことでしたっけ。
0:40:43	今回説明があったの。それとそれ以外にないですかっていうことでしたっけ。
0:40:52	今回説明があった以外に、ちゃんと調べた上で、慣れているものはありませんかという指摘でしたっけ。
0:41:02	代議は壁に表示されてる第2ボイラー重油タンクがなくなったんですけども、そんな、そんなのナンバーツーに当たるものは、ロスする。
0:41:14	べきなのではないか、もしあるのであれば考慮すべきなのではないかっていう、Bってことです。その評価結果は、今回示していただいたものの中に入って、
0:41:26	できるということによかったですかね。
0:41:30	まだ入ってない。そういうものがあるのであれば、低いんだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:39	ってということですね。だから、
0:41:43	谷中の結果をお示しいただくのがその補正で初めて見るのが適切なのか。
0:41:49	今回審査会合の中でそこも含めて、提示いただくのは適切なのかどっちだと思いますかっていうことなんですけど。
0:41:57	うん。間に合うのであればはい。
0:42:01	施設今度の審査会合のところに示してもらえれば、
0:42:06	よろしいかと思います。
0:42:09	規制庁伊藤です。わかりました。ということですが
0:42:15	処理場の方はいかがでしょうか。はい。廃棄物処理場のスドウス承知しましたそれから、審査会合前にですね数値がお示しできると思いますので対応したいと思います。
0:42:29	はい規制庁いただきありがとうございます仕事しました。
0:42:34	他に何かございますでしょうか。
0:42:40	はい、じゃあ 236 農 4 お願いします。
0:42:47	はい。廃棄物処理場の北原です。続きましてコメントNo. 70No. 88 でございます。こちら内容としましては、外部事象影響の近隣の産業施設等の火災爆発において、危険限界距離と、
0:43:02	いう表現について、この範囲内ではどのような影響があるか説明することというところでもございました。これについてなんですけれども、まずこの危険限界距離の定義についてなんですけれども、こちらの原子力発電所の外部火災影響評価ガイドの方で、
0:43:17	下記の通り定義されているというところで、危険限界距離とはということで、コンビナート等ですね、ガス爆発のこの爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離と、
0:43:29	この距離が、石油コンビナート等と原子炉施設の間に、必要な離隔距離となると、この 0.01MPa というのはこの人体に対して影響を与えない爆風圧の値であるといった定義がなされております。
0:43:44	我々の原子力科学研究所の方の評価ではですね、その現象が研究所敷地外の近隣の産業施設または、先ほどありました資源消化研究所敷地内の第 2 ボイラー液化栄転。
0:43:59	天然ガスLNGタンクですね、これからの距離が危険限界距離のこの範囲内にあった場合はですね、このガス爆発によってですね、中で働いているこの従事者等ですね、人体の方に影響が生じると、ともにですね、建屋等の健全性に影響を与えるというところで、
0:44:16	この 0.01MPa を

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:19	超えるところに爆風圧になりますとこういった縦の屋根や壁の損傷等が考えられるというものでございます。
0:44:28	このためその産業施設等の爆発によるその影響がないことの判断基準についてこの産業施設等から評価対象施設、この離隔距離が危険限界距離を上回ることで、設定して評価を実施しているというものでございます。
0:44:42	回答は以上となります。
0:44:45	はい、規制庁シブヤですご説明ありがとうございました。
0:44:48	何か質問等ございますでしょうか。
0:44:54	これについてはこれですね、あとすいません規制庁シブヤなんですけども、ちょっと審査に関係直接関係する内容じゃないんですけども、この下にポンチ絵が、
0:45:05	あると思うんですけどもそうですね母管手があると思うんですけども、ちょっと著作権上の問題でこれはWeb2 とかに載せていいフリーフリー素材なんでしょうか。
0:45:18	はいこちらフリー素材でございますね。はい、わかりました。はい、ありがとうございます。
0:45:23	次 236 の英語版をお願いします。
0:45:31	はい。廃棄物処理場の北原です。続きましてコメントNo. 89 ですけども、こちらの航空機落下による火災と森林火災のごちゃ重畳事象の評価の方。
0:45:42	について説明の方、前回説明をさせていただいたんですけども、この5点について評価を実施している理由は何かということ通りでございました。
0:45:51	で、こちらですね、許可段階の審議になりますけれども試験研究の要求をする場の減少等の位置構造及び設備の基準に関する規則第6条への適合性について、外部火災影響に
0:46:05	評価に関するヒアリングこちら平成28年、実施しておりますその際に、下記の通りコメントがありました。
0:46:12	内容としてはその施設と森林の距離が近いので、航空機落下による火災に伴って森林火災も同時に発生することが考えられるということで航空機落下による火災影響と森林火災の影響この二つを足し合わせて評価すべきであるというコメントをいただいております。
0:46:29	これを受けてですね、原子力研究所の各施設においてですね、航空機の落下確率が10のマイナス7乗以上となる面積の外周部にある森林に、航空機が落下しましてその火災によって森林火災が発生する。
0:46:44	事象を想定した評価を実施しまして、この第152回ですね、審査会合にて説明しをさせていただいて、その場で審議、了承の方いただいております。回答は以上となります。
0:46:58	はい。規制とシブヤですありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:02	そうですね。少し、
0:47:06	BCクラスの、
0:47:08	施設に対しては、重い評価なのかなという感じもしましたけども。
0:47:14	許可のときに、3号炉とか、NSRRとか、その辺と。
0:47:21	3日として、
0:47:23	議論したから、
0:47:24	そういう
0:47:26	基準になったってそういうそういう理解でよろしいでしょうか。
0:47:32	はい処理場のヨコボリですけどもこちらについては実はこのヒアリング、この28年のですね、ヒアリングは、処理場に対する、この外部事象影響のヒアリングの中で、
0:47:47	このようなコメントをいただいているということでこれを所内でも展開をしまして、
0:47:52	最終的に説明としては、JRRスリーとかステージとか他の炉施設も含めて、まとめて説明しておりますので、説明として合わせて行っておりますけども、コメント自体は処理場のヒアリングの時にいただいたコメントになってございます。
0:48:09	はい、わかりましたありがとうございます。
0:48:13	他に返還、質問等ありましたお願いします。
0:48:23	はい。では次に136の6番お願いします。
0:48:29	はい処理場のヨコボリです。続きまして236-6ということでコメントNo.90になります。
0:48:36	こちらコメントはですね、外部火災の評価について廃棄物処理場には防火体がないことは理解しているが防火体に代わるものが何か存在しているのかということで、コメントでございます。
0:48:47	こちらにつきまして回答ですけれども、処理場の各施設において防火体が変わる物理的なエリアはございませんけれども、各施設等、森林との離隔距離が重要となっております。
0:49:00	森林火災の評価において森林との離隔距離が、評価結果に影響することから、評価で使用してる離隔距離を維持していくため、
0:49:09	森林がですね、別に示す協会より、施設側に拡大しないよう、樹木の管理をする旨を、今後ですね、保安規定や下部規定に定めて管理をしていきたいというふうに考えております。
0:49:22	普及の案というか記載、書いてございますけども、別図を見ていただければと思います。
0:49:30	通しページ15ページになりますけれども、これちょっと別図というか案ですのでまだ保安規定に実際どこまでどのような形でというところありますけども現状。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:40	我々の管理、考えていくところとしましてはこのような形で森林と各施設ありますけれども、その境界赤ラインで引っ張ってますけども、これの境界を越えてこない、施設側、
0:49:53	によって来ないというかですね、そういった形で森林の管理をしていくということ
0:49:59	を、
0:49:59	しっかりファン規定等に定めてですね、運用していくということを考えております。
0:50:05	こちらは 15 ページが処理場地区ですけども。
0:50:08	下処理場地区で、
0:50:11	になりますけれどもこの離隔距離というものをですねそれぞれ森林に対しての距離がございますので、
0:50:17	そこを担保するために大体道路沿いなんな森林があつたりしますので、そこを超えてこないとかですね。
0:50:26	あと一部、上の方は他廃棄施設がありますけども、あそこはフェンスとかの周りに、今この赤いラインのところが大体フェンスになってきてますけども。
0:50:37	そういった周りに森林がありますので、その中に森林が拡大してこないように管理をしていくと、そんなような形で、しっかり離隔距離を確保できるように管理していくというものでございます。それから次のページが北地区。
0:50:52	に位置する、保管廃棄施設がある施設になってございますけれども、こちら
0:50:58	我々のですね原価ケインの大嶋これ原電さんとの敷地もございまして、森林の部分ってのは主に原電さんの敷地になってますので我々としてはこの、
0:51:09	赤井伊井区画の枠の中が我々原価県としての、
0:51:15	敷地となっておりますので、
0:51:17	この敷地内に森林が拡大してこないようにこの敷地はしっかり管理していくという
0:51:24	ような形でちょっと
0:51:24	処理場鴉田地区で、線の引き方が違ってますけどもそういった意図でございます。まずこちらの説明は以上となります。
0:51:32	はい、ありがとうございました規制庁シブヤですけども。
0:51:36	15 ページの方の地図、前のページのチーズで、
0:51:42	この赤い線っていうのは現地に行くところの肉眼でこのこの部分が赤い線に相当するものだってこう何か策があるとか何か分かるものなんでしょうか。
0:51:54	田井処理場ヨコボリつ現状はですね、まだそういったものを明確にですね、わかるものは設けてないんですけども、今後ですね、保安規定に定めて管理していく上ではしっかりここが明確になるように、
0:52:08	何らか目印というかですね、それがわかるようなものをつけてですね、管理をしていくことになるということで考えております。はい、ありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:20	やっぱりこの地図を見ると、
0:52:22	多分M1はM2 とかかなり森林に近いんだなっていう感じがしますけど。
0:52:28	これ例えばこの森林の線を、さっきの温度の話になっちゃいますけど、例えば1メートル後退させると、温度ってどれぐらい下がるんでしょうか。
0:52:40	はい処理場の横堀です。ちょっと今、そこまですいません定量的な評価がわからないのでちょっと
0:52:48	具体的な数値は、お示しちょっとできないんですけども1メートル、当然下がればですね、
0:52:55	うんそうですね差それなり温度は下がってくるのかなとは思っておりますただこの森林ってのは保安。
0:53:01	委員でもありますので、ちょっとなかなか我々の判断だけでも層厚下げるというのもちょっと難しい部分があるのと、あとは、
0:53:10	現状今このずーですと、ピタピタにこうくっついてるような感じにちょっとなってますけども。
0:53:18	実際もう少し余裕があるというか離れておりますので、ちょっと図面上、わかりづらくて恐縮ですけども。
0:53:26	あれちょっと1メートル離れがどのぐらいっていうのはちょっと評価をしてみないとちょっと答えられないんですけども、必要であれば別途ちょっと評価をしてお答えしたいとは思っています。はい。
0:53:37	あと参考で構いませんのでし、お示しいただければと思います。
0:53:43	ギャツ等は、例えばこのさっき、
0:53:46	消防車が入ってって散水することも考えてってことですけども例えば、この施設だとこの消防車はどこまでは入れるんでしょうか。
0:53:56	これ。
0:54:09	はい処理場のヨコボリですけども、これ処理場地区のちょっと一部だけを抜粋してものですので、ちょっとわかりづらいところがあるんですけども、基本道路になってるところは、
0:54:22	消防車も当然通れますし、この減容処理棟となってるところの左側のところですね、こちらのところにも道路があったりしてます。
0:54:33	ですのでそういった道路があるところは十分消防車も入ってくることができるといったものになってございます。
0:54:41	ありました。その消火の水源に昇格というのは、消火でもいいか、その水源も適当な場所にあるっていうそういう理解でよろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:01	はい。そうですね。水源なんかも各施設の各施設とは言いませんが、必要などころに水源あったり、ありますのでそちらを使って消火活動を行うという形になるかと思えます。
0:55:16	はい、わかりました他に何かございますでしょうか。
0:55:23	規制庁伊東ですけれども、今の表示いただいているページの中で
0:55:30	min II の保管廃棄施設の北側の森林っていうのグランJAの敷地っていうこと、安定したでしょうか。
0:55:48	一番近いです。
0:55:51	はい処理場のヨコボリですけどこちらはそうです。我々のというか、原価県で持っている敷地内の森林となっております。
0:55:59	規制庁伊東です。承知いたしましたありがとうございます。
0:56:09	はい。ほかに確認事項ございますでしょうか。
0:56:17	はい、では次、236 の 7 番をお願いします。
0:56:24	はい処理場のヨコボリです。続きまして 236-7 としましてコメントNo. 91 番。
0:56:30	外部火災によるばい煙等について吸気系を運営して建屋内の作業員への影響を評価しているのか、また、
0:56:38	建屋以外で機能を失う可能性がある施設は存在しないかということで、いただいたコメントになります。こちらについては、森林火災、それから近隣の産業施設等の火災爆発、あと、資料を施設の敷地内ですね。
0:56:54	発生する危険物貯蔵所共同所等の火災爆発それから航空機落下による火災、
0:57:01	において発生するばい煙等による二次的影響について以下の通り回答をさせていただきます。
0:57:07	まず原価研敷地外で発生する、これらの外部火災、
0:57:12	において発生するばい煙等に対して、建屋内の作業員が影響を受けることがないように、当然こういってことが発生すればですね、直ちに処理を停止。今これ従来ご説明している通り処理場の場合には、
0:57:25	処理を停止すればですね、自然に鎮静化していくという形になります。
0:57:30	停止するとともに、建屋の換気設備も等で停止をいたします。
0:57:35	建屋の換気系には外気取入口のところにフィルターを設けておまして、ばい煙はある程度除去することができますけれども、換気設備を停止しますので、救急のダンパも閉止となって外気の取り込みが遮断されることから、
0:57:50	建屋の作業員が影響を受ける恐れはないというものでございます。これらの対応につきましては、
0:57:56	保安規定や下部規程等に定めて、運用これからしっかりしていきたいというふうにご考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:04	前段のコメントについての回答は以上なんですけれども、後半のですね武以外で機能を失う可能性のある施設は存在しないのかというところのコメントをいただいておりますけども。
0:58:17	すいませんここ前回のちょっとヒアリングでより詳細に確認すればよかったんですけども、ちょっとこちらのコメントについて改めてちょっと今日、伊井ともう一度確認させていただいて、
0:58:29	それに沿った適切な回答になるようにちょっと考えたいと思いますので、改めてちょっとこの紙コメントについては、もう一度すいません。教えていただければと思っています。まず前段の部分の回答は以上となります。
0:58:43	はい、ありがとうございました。
0:58:46	この回答で不足している部分がありましたらご指摘をお願いいたします。
0:58:54	はい規制庁伊東です。
0:58:56	そうでしたら、まず前半のお話は、
0:59:03	フィルターを受けておりばい煙ある程度除去することができるっていうところに関しては、これはフィルターに期待をするっていうことなんでしょうか。
0:59:16	はい処理場ヨコボリです。基本的にはですねフィルターに期待するというものではございません。換気も停止できますので、停止してしまえばダンパが閉止になって遮断されますので、
0:59:28	期待をするというわけではございません。ただどうしてもをですね直ちに止めますので影響はないと思っていますけど一応、
0:59:37	入口のところにフィルターを設けているといった意図でございますので、はい。規制庁イトウですわかりました。
0:59:45	伺いたかったのは
0:59:50	外部事象対策として、どこまで本文で約束するつもりですかというのを確認したかったということです。
0:59:59	なので、期待するならの設備登録になっちゃうしそうじゃなければ、基本的には運用で対処するという、あと保安保安規定に定めて対応するっていうことも含めて、
1:00:12	申請上約束をされるということなのかなと理解をしましたが、正しいでしょうか。
1:00:21	はい。処理場ヨコボリつはい。おっしゃる通りでこちらについては、運用時で対応するというのをですね、設工認申請書上の、
1:00:29	設計資料の方でもしっかり記載をさせていただいて、補正をさせていただきたいと思っています。
1:00:36	市長磯部嵯峨承知いたしました。
1:00:39	もう一つ後半のご質問ですね建屋以外で機能しない可能性がある施設という話なんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	これ大洗の管理施設との比較で、考えてまして。
1:00:54	小原委員の場合ですね、管理施設の場合ですね。
1:00:58	竜巻。
1:01:00	阿知波のF2 竜巻ですけど、を想定した時に、
1:01:05	菅建屋外にある、放管施設であるとか、
1:01:10	消火設備もですかね。
1:01:14	とか包装設備とかやっぱり機能喪失するものがあるって、
1:01:19	それらについては代替措置を講じるっていう、許可の内容になっていたと思っていますということと比較で、外部事象によって処理場において機能喪失するものがあるってなお
1:01:34	統括、代替措置等で、機能を、を担保しなければいけないものはあるんですかという質問です。
1:01:47	あ、はい処理場の窪です。すみませんありがとうございますし理解できました。そうしましたらそちらの趣旨を踏まえまして、ちょっと1回で回答できなくて申し訳ないんですけども、改めてその部分についてはこちらの資料に改訂版として回答を追記して、
1:02:03	改めてご説明させていただきたいと思います。
1:02:07	はい規制庁イトウですありがとうございますすいませんちょっと説明が足りなかったようで申し訳ありませんでしたよろしく願いいたします。
1:02:15	はい、承知いたしました。
1:02:20	はい。いかがでしょうか。はい。
1:02:26	はい。では次に136の8番をお願いします。
1:02:38	はい処理場の横堀です。続きまして236-8ということでコメントNo. 92番にあります。原子炉等規制法上の考えとして避雷設備がない第3廃棄物処理棟。
1:02:51	平設備が第3廃棄物処理棟にないのであれば、
1:02:55	落雷が生じないもしくは、落雷が生じても安全機能に影響がないことについて説明することというコメントに対する回答でございます。
1:03:04	まず第3廃棄物処理棟の外角はですね鉄筋コンクリート造でございます、万が一建屋に落雷が発生した場合、コンクリートの一部が損傷周りか系統の、
1:03:17	一部損傷する可能性は否定できないものの、
1:03:20	建屋内に設ける、安全施設に影響はなく、全体として閉じ込め機能に影響を受ける恐れはないというふうに考えてございます。
1:03:29	また落雷によって第3廃棄物処理棟で火災が発生した場合におきましても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:34	防護対象設備等是不燃性または難燃性の材料で構成されておりまして、こちらもですね、後の落雷による火災によって閉じ込め機能が喪失する、閉じ込め機能に影響はないというふうに考えてございます。
1:03:48	なおですね、落雷に起因する、過大なサージ電流による継電等で処理運転が停止したとしてもですね、処理は自然に沈静化するような施設でございますので、
1:04:00	閉じ込め機能への影響はないというふうに考えてございます。こちらの説明は以上となります。
1:04:07	はい。ご説明ありがとうございました。いえ、規制庁の椎葉ですけれども。
1:04:12	こうやってみると、
1:04:14	落雷の影響としては、サージ電流による間接的な。
1:04:19	影響の方が大きいのかなと思いましたがけれども、その間接的な影響は、
1:04:27	建物だけじゃなくて、周りの樹木とかそういうところにアプライしても発生するでしょうから。
1:04:36	つまり、
1:04:39	避雷針を設けるかどうかということとは関係なく発生するっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
1:04:55	はい。処理場のヨコボリですけれどもそう。そうですね。第3処理棟に直撃だけではなくて、
1:05:04	付近であったり、に森林もあつたりしますのでそういったところに、
1:05:09	落雷が発生する可能性もございましてそういった場合は外部火災の影響の評価と同じようになりますので、
1:05:15	そういった部分も多い。
1:05:17	影響はないというふうに考えております。
1:05:21	はい、わかりました。
1:05:24	他に何か質問コメント等ございますでしょうか。
1:05:29	規制庁伊藤ですけれども、
1:05:34	ご説明の中でそのとじ込めに影響はないという、説明があつたんですけどこれあの、
1:05:39	閉じ込めはどこで担保していて、そこに影響がないっていうのをもう少し具体的に説明いただくことはできますでしょうか。
1:05:52	はい処理場のヨコボリですけども、まず第3廃棄物処理棟につきましては、
1:05:59	処理としては蒸発処理を行っている施設になっておりますので、そういった蒸発処理装置ですね、そういった設備、機器ですね、そういったところそれから
1:06:11	衛藤。
1:06:13	池辺津野。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:14	保管場所ですかね、そういったものを発生廃棄物の保管場所とか、そういったものがございますけれども。
1:06:23	一部損傷であとすいません、安全施設観点ではMS&建屋自体もそうですけれども、
1:06:30	基本的に建屋の空調は常に動いておりますし、
1:06:36	大きなところはやっぱり蒸発処理装置とかですね、そういった部分が何かこう損傷してですね、そこから放射性物質が放出するとかですね。
1:06:46	そういったことがなければ、閉じ込め機能としては影響を受けないで、落第で、建屋全体、一部ですね損傷してもですね、
1:06:56	そういったところの設備機器に対して影響するものでもないということで、閉じ込め全体として閉じ込め機能としては確保されるというふうに考えております。
1:07:07	規制庁伊藤です。わかりました。ありがとうございます。
1:07:11	可能であれば少し説明をですね、今ご説明いただいたところエッセンスを追加いただければと思います。
1:07:20	はい処理場コボリです。そうですねおっしゃる通り、少し説明不足してるところありますので、まず第3処理棟がどういった処理をやっていて、安全機能がどういったものがあってというところから、
1:07:31	少し補足して、しっかり説明、資料を整えたいと思います。はい。よろしく願いいたします。
1:07:40	はい。何かございますでしょうか。
1:07:45	はい、じゃあ次は236の九番お願いします。
1:07:50	はい処理場の横堀です。続きまして236-9としましてコメントNo. 93番になります。
1:07:57	コメントはあー有毒ガス、これ減容処理棟のアンモニアガスになりますけども、こちらの建築について安全機能を守るという観点から、本検知器が必要であると考えているのか整理して回答することと。
1:08:10	ということでコメントいただいております。こちらにつきまして回答ですがけれども、まずアンモニアは、減容処理棟に設ける金属溶融設備、それから焼却溶融設備で使用するものでございます。
1:08:22	用途は処理中に発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物のダツ小に使用するものでございます。
1:08:30	アンモニアは可燃性ガスでもありますので、
1:08:34	設備から漏えいし、万が一爆発等が発生した場合、処理設備の安全機能に影響を与える可能性があるというふうに考えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:43	ただしアンモニアの燃焼範囲というのは約 15%から 28%というふうになっておりまして、
1:08:50	本件つきは、燃焼範囲よりも十分小さい濃度である 25ppm、0.00255%。
1:08:59	警報が発報するよう設定されてございます。
1:09:03	漏えい検知器が作動した場合、制御室に常駐している作業員が直ちに供給弁を閉止、これは制御室の、
1:09:11	常駐してすぐ後ろに盤がありまして、そこで閉止ボタンを押すと供給弁が閉止する、そういったものになっておりますので、直ちに弁を閉止しまして、アンモニアガスの供給を遮断するということができるようになってございます。
1:09:25	アンモニアガスを使用する設備は漏えいしがたい構造ということもありますし、が、万が一、漏えいが発生した場合であってもですね、建屋は換気しておりますので、
1:09:37	室内雰囲気希釈されて廃棄されますので、濃度がこの燃焼範囲に入る可能性ってのは極めて小さいものでございます。ただ、本建築により、早期に漏えいを検知することで、爆発等の発生を確実に防止することができるため、
1:09:52	安全機能を守る観点でも、必要な建築であるというふうに考えております。回答は以上となります。
1:09:58	はい。規制庁押田です。ご説明ありがとうございました。
1:10:02	この建築っていうのはこのアンモニアガスだけに、専門的に反応するそういう建築ということでしょうか。
1:10:11	はい処理場のヨコボリです。そのような建築になっております。はいわかりました。
1:10:17	そうするとちょっと火災報知器に出ると思いますけども、
1:10:22	守備範囲というか個数、個数としては、これで十分なんでしょうか。
1:10:29	はい処理場のヨコボリですけどもアンモニアが数についてはこれ
1:10:34	の検知器を設置している場所というのが、アンモニアガスを使用する機器のすぐ近くに設置をしてございまして、そこに設置をしておればですね、漏えい時に今室内というかですね、そこも含めて、
1:10:50	十分検知できるといった位置に設けているものでございます。
1:10:55	はい、ありがとうございました。そうするとある室内の空間のアンモニア、ガス濃度を求めてよりはもうでもれるであろうすぐ出口のそばにあって、それが漏れたものが拡散しない。
1:11:09	ノートが高いうちに検知するとそういう考え方でよろしいですか。
1:11:15	はい。処理場のヨコボリですそうですねこちらの建築についてはそのような形で室内の全体のですね、という形ではなくて、使用する機器のすぐ近くに設置をしてそこで検知ができるようにしているものでございます。
1:11:30	はい、わかりました。他に質問等ございますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:41	はい、じゃ、次に 136—十番お願いします。
1:11:48	はい処理場のヨコボリで続きまして 236 の 10 番ということでコメントナンバーとしては 97 番になります。
1:11:55	放射線管理施設の案か交換の設工認の必要性について説明することということでいただいたコメントになります。
1:12:04	こちらの 5 円で申請してるものになりますけれども、
1:12:07	まず放射線管理施設は、試験研究用等原子炉施設であり、直接的に閉じ込め機能に影響する施設ではございませんけれども、異常時のプラント状態の把握、それから緊急時、
1:12:20	緊急時対策上重要なものとして、安全機能の重要度分類クラス 3、MSさんにも安全施設に位置付けているものでございます。
1:12:30	本施設は、異常時のみならず、平常時においても、管理区域における線量当量及び空気中の放射性物質の濃度を測定する重要な設備施設ということで、
1:12:42	技術基準規則第 6 条 1 項に適合させる必要があると判断したものでございます。
1:12:48	放射線管理施設につきましては、施設した当時の設工認申請書において耐震 C クラスとして設計されていることが確認できますので、
1:12:57	適合性確認整理表をにおいては、3 角の、
1:13:02	当該所。
1:13:04	のですね要求事項を 2 適合すべき設備であるが要求事項説示からの変更がなく、既設をそのまま使用するため、適合性説明を省略することができるというこの三角として整理をしてございます。
1:13:17	ただし、しかしながらですね、施設した当時の設工認申請書において、同様の設計となっていることが確認できない施設というものが一部ございましたそれが今回申請をしております。
1:13:29	第 2 廃棄物処理棟の γ 線のエリアモニターとを解体分別保管棟の室内ダストモニターと排気ダストモニターですね。
1:13:37	こちらが、
1:13:39	ございましたので、これらの放射線管理施設につきましては耐震 C クラスの要求を満足することを確認する必要があるというものでございます。
1:13:48	今回設工認申請で交換を予定している、後施工アンカーですけれども、既設のアンカーと同じ寸法でございまして、
1:13:57	C クラスの耐震重要度に応じて算定した静的地震力ですね、が作用した場合の、ボルトの評価のうちこの引張引き抜きですね、において、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:07	必要となる埋め込み長さの情報については、既設の図書等で確認することができない情報でございまして、必要な埋め込み長さを明確にして、新たに成功し直すことで、
1:14:20	このCクラスを確認していくということで今回設工認申請を行っているといったものでございます。
1:14:26	こちらの説明は以上となります。
1:14:30	ありがとうございました。
1:14:32	規制庁の渋谷ですけれども、このエリアモリ、
1:14:37	ダストモニターとかは、
1:14:40	SARRY重さでいうとどれぐらい。
1:14:44	重要なものなんでしょうか。
1:14:51	はい処理場のヨコボリですけどもこちらの、
1:14:54	大体 15 キロ程度になります。
1:15:03	写真見ましたけどこれは、
1:15:07	壁壁に、
1:15:09	ついてるといふそういう理解でよろしいでしょうか。
1:15:12	はい、おっしゃる通りです壁についているものでございます。
1:15:17	そうすると揺れを考える時にはこの横揺れというかその、
1:15:23	アンカーがスッポン受ける方向の、
1:15:26	力を考えるってそういう理解でよろしいでしょうか。
1:15:32	そうですねはい。この流例に対して、
1:15:37	もちろんもう一つの評価として、ボルトが切断しないかという評価もしてますけども、それと併せてこの引き抜かれるような評価の方ですね。
1:15:47	こちらも両方行っているものでございます。
1:15:51	はい。
1:15:55	らんかっていうのを試しに 1 本引き入れてみて、長さがちょうどよかったらまた戻すとかそういうことはできないでしょうか。
1:16:03	処理場ヨコボリですそうですねアンカーの性質上というかですね施工上なかなか 1 回乾てしまうとまた戻すということがちょっと難しいです。
1:16:17	隣接する部分に再度穴を開けてですね、そこにアンカーを打ち直すというような形になります。
1:16:28	他に何かご質問ありますでしょうか。
1:16:39	麻生。
1:16:44	説明の文章で、トラントかなあ。
1:16:54	2 段落目の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:56		123
1:16:59	4 行目でしかしながら、施設した当時の設工認申請書にて同様の設計となっていることが確認できないっていうこの、	
1:17:09	同様っていうのはこれ、何と同様っていうことでしょうか。	
1:17:14	処理場のヨコボリですいませんちょっと説明が不足しておりますこの同様の設計ってのは、要は耐震Cクラスの設計という意味合いでございます。	
1:17:24	そうです。	
1:17:27	はい。	
1:17:29	ちなみにもしカンカンの交換をしたら、それは施設以来初めての効果になることはわかってるんでしょうかどうなんでしょうか。	
1:17:47	はい藤処理場のヨコボリですけどもアンカーの交換をするというのはそうですね施設以来初めてになるかと思えます。	
1:17:55	はい、わかり	
1:17:58	終わり何かございますでしょうか。	
1:18:07	はい。	
1:18:08	すいません。結構重たいなって思ったんですけど。	
1:18:18	何だろう。	
1:18:19	どうなんだろう、どう、こんなに重たいもんなんっていう言い方変だけど、陥ってもらえますか。	
1:18:31	衛藤すいません処理場のヨコボリですけどもこの 15 キロと今申しましたのは、このをですね、モニター自体はそれほど、	
1:18:42	重いものじゃない特にこの、	
1:18:44	エリアモニターについては、今お示ししている通り、1 キロとかですね、なります。	
1:18:51	前のページですかね。	
1:18:53	後、	
1:18:55	そうですねダストモニターについてはこの、	
1:18:57	友野自体は大体検出器自体は 7 キロちょっとぐらいなんですけども、アンカーを付けてるこのパネルがありまして、パネル自体もですね 7 キロぐらいあるので大体、合計すると 15 キロぐらいがあん間に、	
1:19:10	かかる負荷となりますので欠席自体は 7 キロ。	
1:19:14	そうですね、泥岩松江牟田もっと少なくて 1 キロぐらいのものになっております。	
1:19:19	はい、わかりましたありがとうございます。	
1:19:26	はい。他にいかがでしょうか。	
1:19:31	よろしいですか。はい。では次、236-11 番お願いします。	
1:19:38	あ、ごめんなさいちょっと一つ前の別冊前に戻って確認してもいいですか。はい。	

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:45	アンモニアですか。
1:19:47	はい。
1:19:48	秋、規制庁ですけれども、これ一番最後に、安全機能を守る観点でも必要な建築であるっていうふうに結論づけられていて、
1:19:59	イトウを確認したいのは、外部事象、
1:20:04	との関係で、
1:20:05	の防護の関係で必要な件つきと。
1:20:09	いうことをおっしゃってるのか或いはその火災の要求なのかもしれないんですが、
1:20:15	要は、
1:20:19	申請範囲に含める必要があるものだという、
1:20:25	ことを最後必要しているのかどうかというのを確認したかったんですが。
1:20:32	処理場のヨコボリですけれどもこちらについては、あくまで、
1:20:38	安全機能を守る観点ということでご説明しましたけれども、外部事象に対してこれ室内に設けているものでございまして、外部事象影響で何らか、建築自体影響を受けるものではございませんので、
1:20:51	そういった意味では火災爆発という観点になるかもしれませんが、外部事象としては
1:20:58	特段影響を受けるものではないというふうに考えております。ということですね。
1:21:02	はい規制庁伊藤ですけど、そうすると火災の要求との関係でどう扱うかというのはどうなんでしょうか。
1:21:16	はい藤処理場のヨコボリですけれどもこちらについてはここでご説明をしている通りですね、グー相当を火災の観点で考えても、リスクがかなり小さい、LPGのようなですね。
1:21:31	物ガスとかと比べると大分その火災爆発のリスクってのはかなり燃焼範囲も大きなところになっておりますので、あまりこう影響するものでないというふうに考えておまして、
1:21:43	今回の、こういったコメントいただきましたのでその説明としてつけさせていただいておりますけども、火災防護の観点でもですね今明確に説明をして、
1:21:55	出るものじゃないんですけどもただ火災防護許可の段階でもそうですし今回の明日説明する資料の中でも、
1:22:04	クラス3の施設に対して減容処理としてこのガス設備に対しても考慮するというようなことを記載しておりますので、
1:22:14	火災防護の方ですね、ここはしっかり説明をしていくようになるかと思えます。
1:22:20	規制庁伊藤です。わかりました改めて整理をまたご説明いただけるということで承知しました。はい、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:34	はい。谷川委員でしょうか。すみません。規制庁の駒井ですけど今のちょうどアンモニアのところなんですけど、これだし、
1:22:46	窒素酸化物の、
1:22:49	多少ってこと。
1:22:51	あと、
1:22:52	長さんも言うところにあるんですけど、
1:23:12	処理場のヨコボリですけどもここで使ってる
1:23:15	ものとしましてはアンモニア、この小さ酸化物含まれてますけどもこの装置の中に触媒を設置してましてその触媒とアンモニアで、
1:23:26	反応させて窒素とを、水蒸気というかですね水間分解するような意味合いで使ってるものになってございます。
1:23:37	はい。いやなんか途中で硝酸アンモニウムとかできないのかなと思ってちょっと気になって聞いただけです。はい。ありがとうございます。
1:23:53	はい。他いかがでしょうか。
1:23:58	よろしいでしょうか。
1:24:00	はい、じゃあ改めて、236-11 番をお願いいたします。
1:24:08	はい処理場のヨコボリです 236-11 番としまして、こちら審査会合のコメントですね圧力逃し機構についてのコメントになります。
1:24:18	こちら平成 21 年の 3 月の申請の許可書ですね。
1:24:23	の添付書類 8 の中で、この安全対策として、
1:24:28	圧力逃がし機構を、が記載されておりまして、自主的な位置付けとの設備とは言えないのではないかとということで、減容処理棟の竣工時平成 14 年当時の許可書を確認することということでいただいたコメントでございます。
1:24:44	こちらにつきましては、おっしゃる通りですね平成 14 年当時の許可症状もですね、この 21 年 3 月の申請書をご確認いただいたものと同様の記載。
1:24:57	となっております。
1:25:00	ですのでちょっとこちらについて回答自主的なというところは削除をさせていただきます、
1:25:07	まずこの朱書きのところですけども、溶融炉または焼却炉に設ける圧力逃がし機構については、設置当時の許可申請書上を安全対策として記載しているものの、
1:25:20	設備の設計上ですね、炉内の圧力が非常に圧力が上昇した場合はこれまでの説明の通りインターロック等で、
1:25:29	事象は沈静化に向かうと。これに加えて、
1:25:32	旧技術基準規則の第 7 条のですね、2 項にある。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:37	原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に逃がし弁等を設ける旨の要求がありますけれども、
1:25:44	これ安全を確保する上で重要な機器に対する要求は当時ですね主に原子炉に対するものということで判断をしております、
1:25:53	設置当時の設工認申請書においては、別紙に示す通り、申請範囲外として識別して、申請をし認可を取得しているものでございます。
1:26:08	ただですね現行のですね新規規制基準の中では、それぞれ溶融設備についてもそれから圧力逃がし機構についてもクラス 3 に分類をしておりますので、
1:26:19	金属設備の及び焼却溶融設備の排気常時装置、こちらのプロセス系ですね、通常の排気の系統に加えまして、
1:26:30	圧力逃がし機構をからの排気系統についても、
1:26:34	これらの種試験の技術基準規則のですね、第 35 条の 1 項の 1 号 4 号 5 号、法に適合させるということで今回申請を行っているということで、
1:26:45	前回説明をさせていただいたものからちょっと自主的なという位置付けは当然削除させていただいた上で、当時の考え方の改めた整理、と今回申請した。
1:26:56	ところについて少し修文という形で、修正したものになってございます。
1:27:01	こちらの回答については以上となります。
1:27:04	はい。ご説明ありがとうございました。
1:27:08	特性とシブヤですけれども。
1:27:11	この旧の七条の安全弁の方のご説明は大体これで、
1:27:21	煮詰まったかなという感じはしてるんですけども、一方 9-25 条の、
1:27:28	第 4 号の、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は廃棄孔以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を配布するものが、ないものである古藤の方について、
1:27:40	適用等を当時しなかったことについての説明というのは、もうそちらも記載いただけますでしょうか。
1:27:54	はい処理場のヨコボリです。すいません承知いたしましたそこについても、改めてちょっと追記して再度お示しいたしたいと思います。
1:28:03	はい。よろしくお願ひいたします。
1:28:05	あと、図の 1-21-2 なんですけどもこれ何回か出していただいているんですけども、この赤いマーカー線っていうのは、これは今回の今回のこの設工認用の説明用に色を出されたっていうそういう理解でよろしいでしょうか。
1:28:24	田井処理場のヨコボリですすいませんおっしゃる通りです。わかりました。そうするとこの線の区別としては凡例として実線と、ちょっと太い点線と細い点線が、
1:28:35	Dが細い点線は、この赤間家以外のところも、減容処理棟の排気筒だとか、何か。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:45	いや、ほかにもいろいろあると思うんですけど、その部分が、
1:28:52	精製範囲外と当時したってそういう理解でよろしいですね。
1:28:58	はい処理場ヨコボリですその通りです。
1:29:01	はい、わかりました。
1:29:04	他に何か御説、ご質問等ございますでしょうか。
1:29:11	はい、じゃ、次、236 の 12 番お願いします。
1:29:20	はい。放射性廃棄物処理場のスドウです。続きまして資料処理場 236 中について説明させていただきますと、
1:29:28	まず 1 点ございまして審査会合コメントとしましてコメントNo. 21 番、答え器物一条管等の被ばく評価につきまして評価デントモニタリングポストの位置を示して、
1:29:40	ポストでどういう位置が観測された場合に異常が発生したと判断するのか具体をし、説明することと。
1:29:47	いったものと、評価地点を選定した際に人への影響を考慮し人の居住のない範囲が対象外としている。福沢その範囲について説明することといったものが 1 点。
1:29:58	それからもう 1 辺でございますが、コメント 78 としまして、
1:30:02	林笥の敷地境界において、内容的には同じものでございますが、人の居住の可能性ある範囲等太平洋側の被ばくを考慮する。
1:30:14	必要がない範囲の境界点について考え方を説明することとなっているものでございます。回答でございますが処理場のうち、知事答え器物一時保管等は処理場地区と呼ばれてございます。
1:30:26	エリアに設けているものでございましてこちらの、直接線とスカイシャインガンマ線につきましては、
1:30:33	通勤、2 ページ目の図で、
1:30:36	ご説明させていただくと。
1:30:39	評価点 P7 と。
1:30:42	11、それから、喜多地区と呼ばれているエリアで、
1:30:49	主に保管施設からなるエリアでございますがこちらにつきましては評価点 P8 と呼ばれているところ。
1:30:57	評価を行っているものでございました。これらの表、
1:31:00	評価点を、
1:31:02	選定した際にはですね一般公衆への影響を考慮して、
1:31:07	現状で人が居住の可能性のないエリアに接するh、敷地境界外の地点は除いているものでございます具体的に
1:31:17	ズーで詰めさせていただきますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:20	緑の斜線の範囲でございますがこちら、1 現在以上人の居住ないものとして除いた範囲となっているものでございまして、
1:31:29	自治体等がですね、管理している海岸であったり保安院がある範囲と、それから日本原子力発電株式会社、核物質管理センターの事業所、
1:31:39	それから白方共同墓地と、そういった実際に人が住んでないエリア、こういったところに接する、
1:31:47	敷地境界外のところは除いたものでございます。
1:31:51	本部戻りまして、またこれらの評価点。
1:31:54	につきましては評価ということで保守的な結果となるよう各施設から直近の人の居住の可能性のある地点を選定しているということで、
1:32:03	評価を行った際にはですねモニタリングポストの設置状況を考慮して選定しているわけではないというのが実態となっているものでございますと、処理場地区で異常があった場合にはですね。
1:32:14	先ほどの図で示しますと、
1:32:18	Mの品がご不安と言われております。モニタリングポストと、それから北地区で異常があった場合には、M1 と。
1:32:26	北側にありますモニタリングポストで数値の異常を確認するものでございます。モニタリングポストで異常と判断する数字につきましてはですね、変化県の内部規定でございます事故対策規則において定めているものでございます。
1:32:41	その中で二段階で定めておりまして、
1:32:44	非常体制と警戒体制ございまして、机上体制に移行する前段階の体制として、0.5 mSv%は以上と。
1:32:53	こちらが、自治の上昇が1点のみの場合は10分間以上継続したときと、1点以上の場合には直ちに警戒体制とすると。
1:33:02	それからその上の段階としまして非常体制としまして、1mSv%以上と。
1:33:08	こちら先ほどと同様に、時間を設定を行っているものでございます。
1:33:14	プチャン説明については以上となります。
1:33:17	はい、瀬戸渋谷です。ありがとうございました。
1:33:21	こちらの質問の意図としては、許可の方で人の居住の可能性のある敷地境界階において、年間50マイクログレイ以下。
1:33:31	ということについて少し確認をしたかったんですけどもまず、
1:33:36	敷地境界外の定義については、会館、保安りん、他の事業者高知を除いたものということで定義してあるということで確認をしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:49	あと、年間 50 マイクログレイ以下ってということについてはちょっとモニタリングポストと関係あるのかなと思ってちょっとお伺いしたんですけども、ただやっぱり、モニタリングポストは、敷地内の他の、
1:34:01	各館とかそっちからの影響もあるので、
1:34:05	例えばこのMM5 のポストが反応したから、それが元科研、
1:34:13	李由来するとかいうのは、直ちにはやっぱりわかんない。そういう理解でよろしいでしょうか。
1:34:20	廃棄物処理場の須藤です。おっしゃる通りでございます。敷地境界自体はですね緑のエリアと接している面については設定しているものでございましてあくまで評価上は設定し、使っていない、設定していないといったものでございます。
1:34:36	はい、わかりました。
1:34:40	そうするとやっぱり設工認としては、やっぱり計算をもって、
1:34:47	その敷地境界外の線量の値を守るような、アクサの壁とか、現状とか、そういうもので作られてるっていうところもあれですかね。
1:35:02	はい。どうもありがとうございました。何かほかにも質問ございますでしょうか。
1:35:13	はい。
1:35:15	もし島全体を通して何かありましたらお願いします。
1:35:27	ほぼ、
1:35:29	ほぼ、
1:35:31	ちょっと難しいシブヤかなんですけども、すいません、今日の範囲の中の話ではなくて、第 5 条の、
1:35:40	一番についてなんですけれども、地盤は、新規制基準で初めて要求事項が出てきたので、
1:35:50	対応する必要がある状況になるんですけども。
1:35:55	今 1 枚の紙でやった、保管廃棄物、一時保管、固体廃棄物一時保管等のところを見ていたんですけども。
1:36:08	1 月よりも、主力の方が大きいことを確認したという記述はあるんですけども、ちょっと数字が、
1:36:18	藤先生の値が掲載し、
1:36:21	されていなかったのも、
1:36:23	そのあたりは欲しいなと思ったんですけども、よく見たらですね他の建物もやっぱり同じような記載になっていて、土地耐力とかですね、接地圧の与えなかったのも、
1:36:36	ちょっとすみませんけれども、ちょっとそれぞれ登場する建物についてもう 1 回ですね設置後地耐力のちょっと一覧表を作成。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:47	ちょっといただいて、あと、
1:36:51	なんすかねそれぞれ、どの、
1:36:56	増設工認で登場したのか、今回のその9なのか、あとその8とかその後でも登用するんですけど、どこに、東條、
1:37:07	今回の承継に関するところはもう補正で数値を与え、入れていただいて、それ以外の部分はちょっとそれだけで直す必要はないと思いますけどもちょっと入るとしたら、どこの部分に入るのかとあと二重丸で、
1:37:22	過去に過去の設工認で確認できるものとして、遠田を出していただいているものについてどれを参照すれば、
1:37:32	いいかという、そうですねその三つの情報のちょっと一覧をいただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:37:41	はい処理場の横堀です。承知いたしました。地盤については、一覧で改めてお示ししたいと思います。はい。よろしくお願いいたします。
1:37:52	あと、先ほどアンモニアガスの件で外部事象として述べてるんですけども、
1:37:59	建物の中で、発生するガスなのでもう1回、笠井の下の方の河川も含めて見直すということなんですけどもあと、そのアンモニアガスを入れているタンクが屋外にあると思うんですけども。
1:38:12	ただこれも高圧ガス法でも、見てるってことなんですけども、炉規法として
1:38:20	内部火災なのか外部河川なのかはどっちかで見る必要があるのかってということについてちょっと検討して結果を教えてくださいたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:38:33	はい処理場の横堀です。アンモニアガスについても承知いたしました。はい。担当についてよろしくお願いいたします。
1:38:41	あと他に何かございますでしょうか。
1:38:45	出席をしまして1回今日、
1:38:48	説明があったところじゃないんですけども、236-1の場合は、この資料。
1:38:59	そう。
1:39:04	2ページにホームページで定めるけれど、
1:39:11	ことが参考資料についてですけど。
1:39:14	竜巻のところで
1:39:21	最初のポツで、
1:39:24	不重視ない重量物に代替する飛来防止対策って、
1:39:30	書いてるんですけど、飛来防止対策をほかには、本当もう固縛するとか、
1:39:37	それから、逆に軽くて、とんでも衝撃を小さくするとか何かそういった方策もあると思うんですけど、この

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:48	多くするに限定しちゃっていいんでしょうかって
1:39:54	一応、
1:39:56	もう、
1:39:57	確か何だっけな、一部使用承認の時には何か他の湯
1:40:04	もう浮上しないだけじゃなくて他にも何か書いたような気がしたんでちょっと、
1:40:12	お尋ねしたんですけれども。
1:40:17	はい処理場のヨコボリですけれども、まず、一部使用承認の段階ではこちらに記載の同様の説明をさせていただいております、実態と、実際にはですね、
1:40:30	例えばチェッカープレートみたいなものについては、
1:40:33	浮上しない重量物に今もうすでに変えてですね、対策を講じたりしております。ただおっしゃる通り、ちょうどそのチェッカープレートとかっていうところについては、
1:40:44	我々としては飛んでも影響ないような例えば、ゴム製のマットみたいなものに代替するとかですね、そういった部分もいろいろ、当時検討した部分ありますけれども。
1:40:56	なかなかやっぱり
1:40:58	その上をですね人が抜いたりする可能性もあったり、いろんなちょっと状況がありますので、
1:41:05	現状思いするといった対応で今のところ行っていると思います只野。
1:41:11	こちら1部署承認時と同様の記載にはしておりますけれども、ちょっとこれ、保安規定に、今案として考えてます先ほどの図もそうですけども。
1:41:21	今後ですね、そういったところについても複数対策は今嶋村さんおっしゃられた通りあるかと思っておりますので、ちょっとこの記載は
1:41:32	見直しというか少し、改めて検討して、複数ちょっと読めるようなことも検討してみたいと思います。すいません。ありがとうございます。
1:41:44	はい。他にいかがでしょうか。
1:41:47	規制庁伊東ですけれども。
1:41:49	今回、甲斐、これまでのヒアリングの中でコメントをさせていただいているものの中に該当の部分、幾つかあると思うんですけれども。
1:42:02	その2月、1、2月の頭ですかね、審査会合をやるにあたって、やはり事前にお伝えしている点については回答、考え方を確認させていただいた上で、
1:42:15	解剖を迎えた方が、中身の議論になるのかなと思っておりまして、
1:42:22	未回答の部分についてはいつごろ回答される予定でしょうか。
1:42:33	はい処理場のヨコボリですけれども、まず外部事象関係のコメントでまだ回収できてないところがいくつかありますので、そちらにつきましては、
1:42:46	年明けのなるべく早い段階ですべて回答を一旦、ご説明をさせていただきたいというふうには考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:56	それに加えてちょっと明日、火災防護についても明日日米ヒアリングいただきしていただきますので、そこで出たコメントもなるべく早めに回答はしたいと考えておりますがちょっとそれはコメントの状況にもよると思っておりますので、
1:43:12	まず外部事象については1月の初旬の早い段階で、すべてなるべく回答したいというふうには考えております。
1:43:21	規制庁伊藤ですありがとうございます。
1:43:24	そうですね笠井も対応いただく必要があると思うんですけども、次の会合のメインテーマはやっぱり外部外部事象だと思っておりますので、そういう意味で外部事象の優先度を上げてですね、作業いただければと思っています。
1:43:42	一番数字に
1:43:44	回答しきれない部分があるとやっぱり、それが会合で、そこからの問いかけをしなければならなくならなくなって多分1回分解は無駄になってしまう可能性もあるので、
1:43:55	そうならないようにですね、1月の前半で、しっかりまずはお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:44:05	はい、承知いたしました。
1:44:09	はい。他いかがでしょうか。
1:44:13	なし。規制庁渋谷ですけども事務連絡ですけども、この後、保安規定の変更について一部お話を伺おうと思うんですけども、このままヒアリングを一つのヒアリングとして継続して良いのか。
1:44:30	一旦区切って、1回録音もストップして、もう1回改めてすぐ再開するとどっちが良いでしょうかという質問なんですけども井藤さんお願いします。
1:44:42	伊東です事業違いますので一旦切りましょう。はい。わかりました。では処理場の設工認のヒアリングについてはここで終わります。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。